

組合ニュース

鳥取大学教職員組合事務局 内線 2990

<http://toridaikyouso.fromc.jp> / [e-mail:toridai_union@hotmail.com](mailto:toridai_union@hotmail.com)

もうすぐ新年度号

1. 学長への申入れ

～ センター入試手当の増額等 ～

去る1月29日に申し入れたセンター入試手当の増額についての学長懇談が2月5日(水)午前11時より11時45分まで学長室で行われました。新年の挨拶を交わした後、組合委員長(広重)は申入れ書を能勢学長に手渡し、センター入試手当などについて意見を交換しました。以下にその概要をまとめます。

① 運営交付金3%削減を1%に縮減に改めさせたことは大学関係者と組合などの全国的な運動の成果であることを双方で確認しました。

② 学長によると、入試センター自身毎年交付金が2%削減されている中で、大学に支出される実施経費を削減しないようセンターに要求しているとのことでした。

③ 第3回団交の席で、センター入試手当をいくらにするかは大学の裁量で決められるというのが法人の回答でしたが、学長もそのように認識しているとのことでした。そこで、そうであれば同手当は組合との交渉事項になりますねと念押しをしましたが、明快な回答はありませんでした。ただし、最悪の手当額にならないように努めている、他大学の直近の情報を提供して欲しいとの婉曲な受け応えがありました。

④ センター入試手当について、現行では同手当(8000円)は教員・職員双方に支給されていますが、教員のみを支給されている、職員の手当分は振替休日で充当されているという学長の誤解を質しました。教員、職員ともに土日出勤への休日手当は支給されず、振替休日で措置されていること、その振替休日が必ずしも休日になっていないことを例示しました。入試業務の負担の大きさ(英語のリスニングなど)を考え併せると、センター入試手当の増額が検討されて然るべきではないですか、17日の給与支給後でもよろしいので差額の支給をお願いしたいと申し入れました。

知って得する! ～過半数代表者って?～

今回は皆さんも一度はお聞きしたことがあると思われます『過半数代表者』の定義や役割などをご紹介します。

事業場の労働者を代表するのが過半数代表者です。鳥取大学には3つの事業場(鳥取地区、附属学校園、米子地区)があり、それぞれに過半数代表者(あるいは委員会)が選出されています。(鳥取事業場では去る3月23日に選挙がありました)

労働基準法は大学法人(事業場の長)に対して、就業規則制定・改訂に際しての意見聴取、労使協定の締結、安全衛生委員の労働者側推薦委員の推薦依頼を労働者の代表と行うべきこととしています。例えば、残業について、大学法人は過半数代表者と36協定を結ばない限り残業を課すことができません。

過半数代表者と労働組合は矛盾しません。過半数代表者は労働基準法の定める事項について権利を行使します。労働組合は法人と団体交渉して拘束力ある協約を締結します。これは過半数組合でなくても憲法や労働組合法で保障されている権利(労働三権)です。労働組合が過半数を占めている事業場では組合が過半数代表者となりますので、過半数代表者の活動は労働者の要求実現(例えば団交)を背景にしてより積極的なものとなりえます。逆に組合員数が過半数に達しておらず、過半数代表が組合と関係なく選出された場合、当局の都合のよい労働協約が締結されてしまったり、労働環境における重大な欠点が見過ごされてしまう懸念があります。

職場での組合員数を増やし、鳥取大学に過半数組合を実現させるよう頑張りましょう。

⑤ 第3回団交で手当の増額が難しい理由のひとつに、センター入試の実施経費の一部を一般入試と連動させて運用している旨の説明がありました。この点を学長に確認を求めたところ、センター入試の経費はセンター入試に係る実務に限って使われていると理解している、そうでないとすればどのような財務処理をしているのか調べたいと面妖な面持ちで学長の回答がありました。

⑥ 職員の昼休憩に休養室の設置を求めている組合の要求を伝えました。派遣切りはしない、有期雇用を見直す(5年サイクルをリセットして雇用を継続する)、円高で苦しんでいる留学生に5万円の援助金を給付する(学長案は10万円)といった法人の方針の紹介がありました。

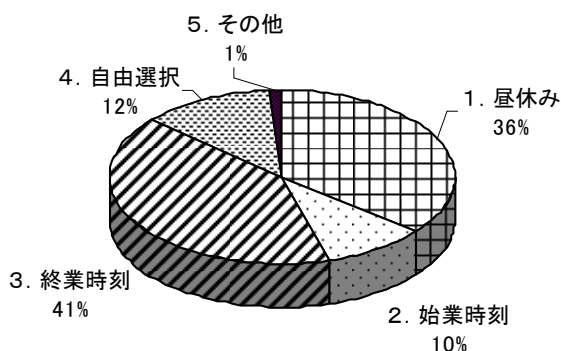
2. 勤務時間の時短についての緊急アンケート 結果報告

本学法人は本学職員の勤務時間を従来の8時間勤務より15分短縮する方針を打ち出しています。組合は時短そのものは改善として受け入れ、その活用を団交によって決めたいと申し入れています。今回の時短は昨年夏の人事院勧告(一般国家公務員の勤務時間を7時間45分に短縮する勧告)を受けた措置で、裁量労働制で勤務する教員を除く職員(正規、非常勤)の皆さんに直接影響する内容となります。そこで組合は、職員の意向を広く集約するため緊急のアンケートを実施しました。

問「時短によって生じた15分の活用法を1つ選んでください」

1. 昼休みを45分から60分に変更したい
2. 始業時刻を15分遅らせたい
3. 終業時刻を15分早めたい
4. 上記1、2、3を本人の都合に応じて自由に選択したい
5. その他

この間に対する回答は下記グラフに示しますように、



「昼休憩延長」と「終業時刻くり上げ」がほぼ同数でした。組合中執はそのどちらか一つを選ぶのではなく、職場の実情にあった柔軟な運用法を当局に要求します。また、パート職員の方々が心配されている「時短→賃金カット」の不利益変更が生じないように強く求めます。自由記述の回答欄にみられた職員の声のなかから、「休養室が無いことによる昼休憩の有名無実化」を特に重大視し、昼休みが労基法に定められた休憩となるよう休養室の早期設置を当局に強く求めてゆきます。

< What's new >

「高等教育フォーラム 2009」を開催

前号で予告しました上記フォーラムのプログラムの概要が決まりましたので、お知らせいたします。大変タイムリーなテーマですので、教員職員の皆さんの多数のご参加をお待ちしています。

「高等教育フォーラム2009」

鳥取大学教職員組合・日本科学者会議鳥取県支部 共催
日時 4月18日(土) 13:30~17:00
場所 鳥取大学 生涯教育総合センター1階 教育実践室
<プログラム> (概要)

- ・開会挨拶
- ・第I部 (13:35~15:00)
テーマ「鳥取大学における教育・研究~その現状と課題~」
【基調提案】① 小林 一 副学長 (評価担当)
② 岸田 悟 副学長 (教育組織担当)
指定討論と会場を交えての自由討議
~ 休憩 ~
- ・第II部 (15:15~17:00)
テーマ「鳥取大学における職場・労働環境を考える」
① 団体交渉から見える鳥取大学
② 職員給与の現状から
③ 鳥取大学教員の研究・教育・勤務条件 ~全大教職員アンケートの分析~
④ 若手職員自主学習会の取り組み
⑤ 会場を交えての自由討議
- ・閉会挨拶

過半数組合の実現にむけて 連帯の輪を広げましょう!

教職員組合への加入申込み、組合費のチェックオフの申し込みなどは最寄りの支部委員か下記アドレスへお願いします。

hirosige@rstu.jp または
toridai_union@hotmail.com